

第2次菊川市文化振興計画

令和4年度～令和13年度
(2022年～2031年)

令和4年3月

静岡県 菊川市

～ はじめに ～

本市は、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯を緑が彩る、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれたまちです。流域周辺には古くから多くの人々が定住しており、遺跡や古墳が存在しています。近年では外国籍の方の移住も多く、多様な文化が育まれています。

市では、平成24年6月に策定した「菊川市文化振興計画」に基づき、本市に根差す文化の振興と新たな文化の構築を基本理念として、取り組みを進めてきました。

このたび、令和4年度からの新たな10年に向け、これまでの理念を継承し発展させる「人づくり」「地域づくり」を目指して「第2次菊川市文化振興計画」を策定しました。

この計画では、これまでの基本方針を継承しながら、少子高齢化や社会環境の変化に応じた今後の展開や、新たな文化継承の手段などの重点プランを設定しています。

新型コロナウイルス感染症により人々のつながりが断たれた状態が続いています。社会情勢が不安なこの時代こそ、文化芸術を通じた人と人との心のつながりや心を動かす力が必要とされています。市民の皆さまが暮らしの中で自ら文化にふれ長く親しんでいけるよう、また、地域の文化を市の魅力として広く発信できるよう推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導やご助言を賜りました菊川市文化振興計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

菊川市長 長谷川寛彦

目 次

本 編

第1章 計画の見直しにあたり	1
1. 計画見直しの背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 第2次計画で見直した分野	2
5. 第2次菊川市総合計画 基本計画	3
第2章 基本理念と基本方針	4
1. 菊川の文化振興について	4
2. 基本理念	4
3. 基本方針	4
第3章 基本施策	5
1. 文化活動の振興	6
2. 歴史・文化遺産の保護と継承	9
3. 文化を引き継ぐ人材の育成・環境づくり	12
4. 情報発信力の強化	15
第4章 重点プラン	17
1. 市民が芸術文化に触れる機会を増やす	17
2. 歴史文化を担う人を育てる	18
第5章 事業評価	19
1. 評価指標	19
2. 評価体制	20

資 料 編

第1章 取組と実績	資料編-1
1. 1次計画の概要	資料編-1
2. 菊川市の文化を取り巻く環境の変化	資料編-2
3. 指標の結果	資料編-3
4. 主な取組	資料編-7
5. 検証結果	資料編-11
第2章 菊川市の文化環境の現状	資料編-12
1. 菊川市の文化を構成するもの	資料編-13
2. コミュニティ	資料編-29
3. 文化施設	資料編-31
第3章 菊川市文化振興計画策定体制	資料編-37

第1章 計画の見直しにあたり

1. 計画見直しの背景

本市では、第1次総合計画の将来像を「みどり 次世代 ～人と緑・産業が未来を育むまち～」と定め、平成24(2012)年度からの第1次菊川市総合計画後期基本計画と整合を図り、同年度に菊川市文化振興計画を策定しました。

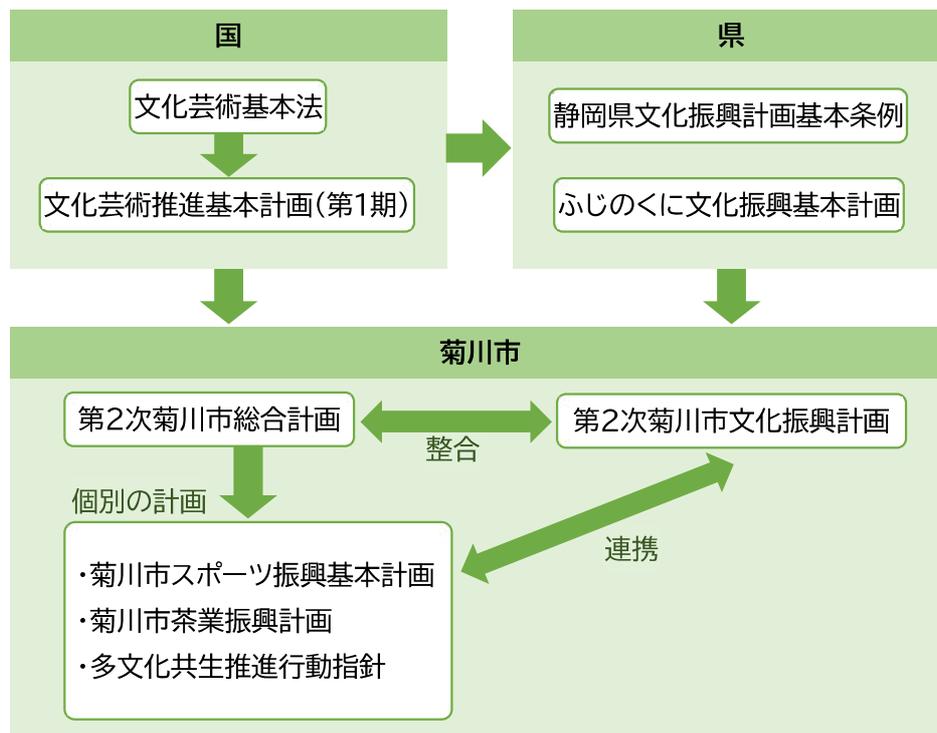
「文化活動の振興」に関連する基本方針などにより、「菊川文化」の基礎的な要件を「自然」「歴史」「生活習慣」「教育」「産業」の5つに分類し、菊川市の文化の定義と位置づけ、令和3(2021)年度まで計画に基づいた施策や事業を展開してきました。

平成29(2017)年3月に策定した「第2次菊川市総合計画」の将来像は、まちづくりの基本理念を踏まえ、みどりあふれる自然、ふるさとのすばらしさ、市民一人ひとりが活発で活力ある菊川市を未来へつなげていくため、将来像を「みどり ときめき たしかな未来 菊川市」と設定されました。

菊川市文化振興計画で取り組んできた施策を踏まえながら、第2次菊川市総合計画と整合を図りつつ、第2次菊川市文化振興計画を策定します。

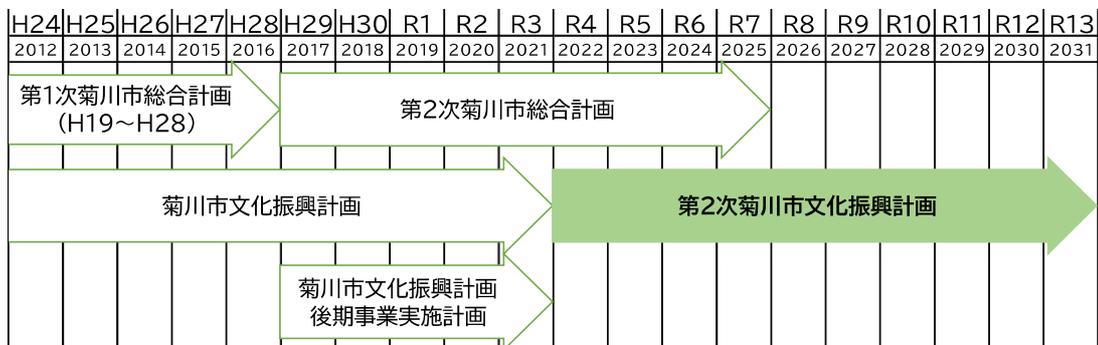
2. 計画の位置づけ

本計画は、第2次菊川市総合計画(平成29(2017)年度から令和7(2025)年度)を上位計画とし、その他の本市の既存計画、文化芸術基本法、静岡県文化振興基本条例、ふじのくに文化振興基本計画などとの整合性を図ることを基本としています。



3. 計画の期間

本計画は令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とします。



4. 第2次計画で見直した分野

「文化」という言葉の示す範囲は非常に広く、衣食住をはじめとする暮らしの全般に渡ります。

第1次計画では可能な限り幅広い分野を「文化」ととらえて施策を進めてきました。取組実績からは、市民が地域の文化や歴史に興味を持ってもらうための取組や、活動団体の支援など、より芸術文化の分野に特化した施策について検討する必要があることがわかりました。

そこで、第2次計画では、芸術や文化遺産などの分野を基本とし、文化に関わる人材を育て支える「人づくり」、文化が広がる「地域づくり」などの分野を含めて取り組みます。

ただし、別途計画を策定している分野については、それぞれ個別の計画に基づき推進します。

■別途振興計画の策定例

- ・菊川市スポーツ振興基本計画
- ・菊川市茶業振興計画
- ・多文化共生推進行動指針

5. 第2次菊川市総合計画 基本計画

総合計画では、本市の将来像を「みどり ときめき たしかな未来 菊川市」とし、そのなかで下記のような施策が文化活動の振興に関連する部分として位置づけられています。

□「文化活動の振興」に関連する基本方針など

基本目標 政策体系	主要な施策	施策
健康で元気に暮らせるまち《保健・福祉・医療・社会教育》		
生涯にわたり学べるまちづくり	生涯学習活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する市民ニーズに沿った各種講座を開設する ● グループの自主的活動支援、交流の場を提供する ● 地域の人材を生涯学習^{※1}に活かせるよう支援する
	読書環境の整備に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館において多様な資料の収集・貸出や、利用者からの資料相談^{※2}に応じる ● ICTを活用した民間データベースや学校図書館との連携など、施設整備や図書館機能の充実に努める
	読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のニーズに応じたきめ細かな図書館サービスを提供する ● 必要な情報の収集・提供に努める ● 各種講座・講演会の開催など、関係機関と連携し様々な機会の提供や読書活動の啓発に努める
芸術や文化に親しみ歴史・文化遺産が継承され活かされているまちづくり	鑑賞機会の提供に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 菊川文化会館アエルや中央公民館を活用した芸術・文化の鑑賞機会の提供を図る ● 地域のふれあいの場、憩いの場となるよう、施設の充実に努める
	市民の文化・芸術活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央公民館や地区センターにおいて、各種の教室や講座を開設し、広く市民に芸術文化に親しむ機会を提供する ● 文化協会や各種団体と連携し、文化芸術活動を広めるための文化事業を推進する
	文化財の保存・周知・活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解を深められるよう、文化財の保存・周知・活用を図る事業を推進する
まちづくりに市民と行政がともに取り組むまち《コミュニティ・自助・共助・公助》		
市民と行政との協働によるまちづくり	地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域間交流活動の機会を創出し、地域の活性化や人的ネットワークの構築を図る
まちの元気・魅力が発信されるまちづくり	知名度向上に向けて情報を発信します	<ul style="list-style-type: none"> ● 住んでよかった・住みたくなるまちとして選ばれるよう、知名度向上のための情報発信を行う

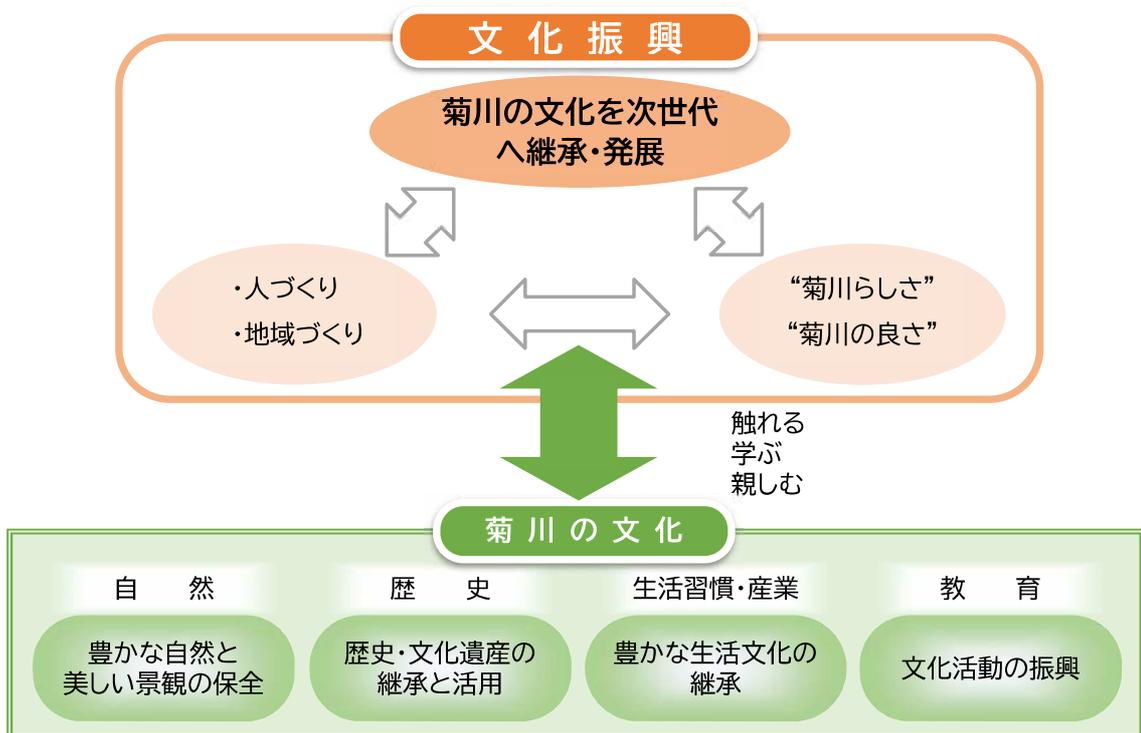
※1生涯学習とは、一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上を目指し、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動を意味します。

※2資料相談とは、図書館が利用者の調査・研究に必要な資料や情報を提供し、課題解決の支援をするサービスを指します。

第2章 基本理念と基本方針

1. 菊川の文化振興について

本計画では、菊川市の持つ、「自然」や「歴史」「生活習慣・産業」「教育」に基づき、菊川の文化を次世代へ継承・発展させることをめざします。菊川の良さ、菊川らしさを伝える活動を通し、人づくり、地域づくりを行っていきます。また、市民が菊川の良さを学び親しむこと、菊川の文化を市内外に情報発信することにより、さらなる文化の振興を図ります。



□ 第2次菊川市文化振興計画 イメージ図

2. 基本理念

市民一人ひとりが自ら学び、地域とともに文化の継承・発展を図ります。

3. 基本方針

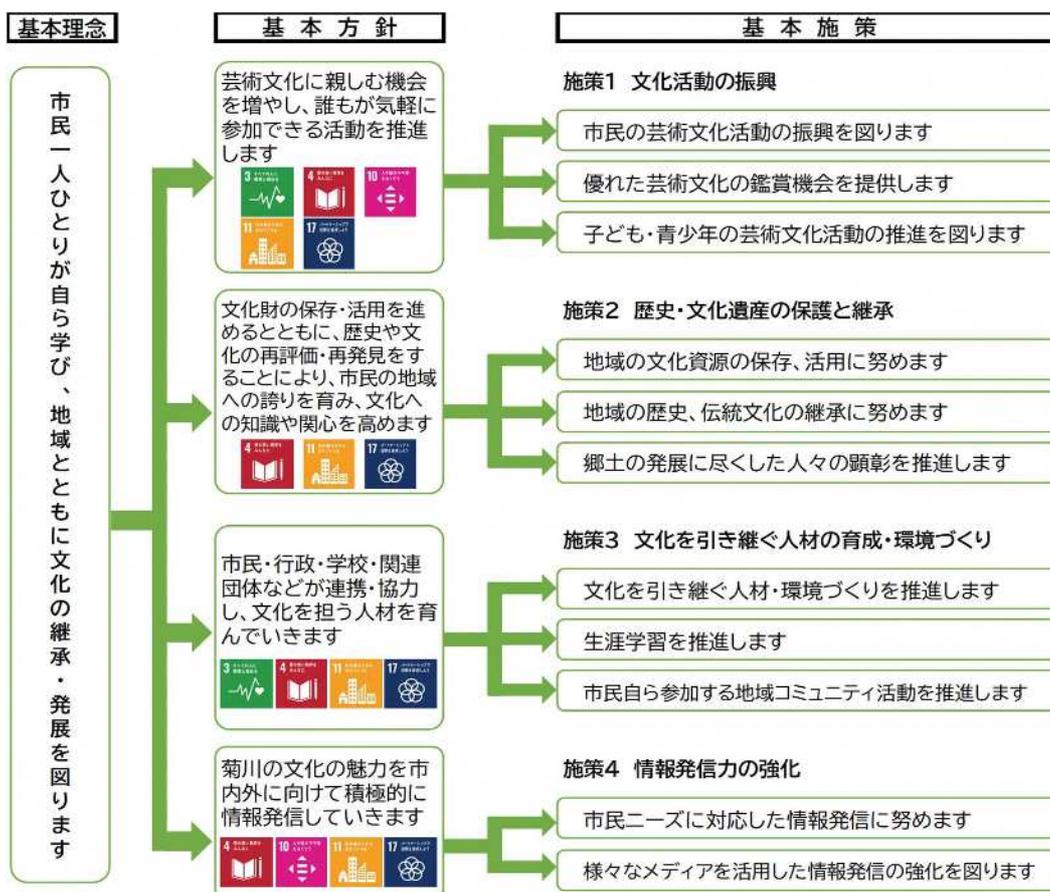
- ①芸術文化に親しむ機会を増やし、誰もが気軽に参加できる活動を推進します。
- ②文化財の保存・活用を進めるとともに、歴史や文化の再評価・再発見をすることにより、市民の地域への誇りを育み、文化への知識や関心を高めます。
- ③市民・行政・学校・関連団体などが連携・協力し、文化を担う人材を育てていきます。
- ④菊川の文化の魅力を市内外に向けて積極的に情報発信していきます。

第3章 基本施策

～基本理念・基本方針に沿った施策を決定し、取り組んでいきます～

本市の文化を継承・発展させていくため、文化振興に関わる人材の育成と、様々な文化振興活動に取り組みやすい環境づくり(=地域づくり)を行うとともに、観光施策等と連携することで交流人口の増加を図ります。

同時に、本市の文化「自然」「歴史」「生活習慣・産業」「教育」を振興していくための基本施策にも取り組みます。



□ 文化振興計画体系図

本計画に該当するSDGsの開発目標	
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1. 文化活動の振興



1-(1) 市民の芸術文化活動の振興を図ります

1) 現状と課題

- 芸術文化活動は、地域の活力を生み出し、魅力あるまちづくりにつながる大きな力となります。文化施設の拠点である菊川文化会館アエル(以下文化会館)は、多くの市民が多様な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、日頃の成果を発表する場としての役割を担っています。また、中央公民館や市民協働センターなどでは、各種の事業・講座を実施し、広く市民が学び、交流する機会を提供しています。コミュニティセンター(地区センター)では、地区住民を中心とした自主学习グループ活動が活発に行われています。活動がさらに充実し、芸術文化に関わる市民の輪が広がるよう、発表・鑑賞機会の充実が必要です。
- 令和3年度の市民アンケート調査によると、平成30年度調査と比べ「気軽に芸術文化にふれられるまちだ」「生涯にわたり学習活動ができるまちだ」と思う住民の割合はいずれも上昇しています。しかし、「実際に芸術や文化の活動を行った人」の割合や、「年に1回以上芸術や文化を鑑賞した」という人の割合は減少しています。また、各施設で行われた事業の実績や活動状況からは、参加者数の減少や高齢化・固定化が見られ、これらの課題に取り組む必要があります。
- 感染症の影響により、文化施設におけるイベントなどの自粛や延期、市民活動の縮小や中止を余儀なくされるといった新たな問題が生じています。
- これまで受け継がれてきた活動の重要性を再確認して次世代に引き継ぎつつ、文化に触れる機会の少なかった人々が参加しやすい活動とするための支援や、気軽に参加できる機会の充実が必要です。
- 新たな生活様式に基づいた施設の活用方法や、文化活動のあり方についての検討と実践が求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
1-1 ①	芸術文化活動の発表・鑑賞機会を提供し、市民などの参画と協働を促進します。	● 文化祭の開催	継続
		● 文芸振興事業の検討	新規
1-1 ②	気軽に芸術文化に触れあう機会や、初めての分野でも理解しやすく楽しめる講座・鑑賞などの機会を提供します。	● 入門講座、市民参加型事業の開催	拡充
		● 文化会館アエル芸術文化振興事業	継続
1-1 ③	市内で芸術文化活動を行っている団体などを支援し、活動の推進に努めます。	● 文化協会の活動補助	継続
		● 公民館利用団体の活動支援	継続
1-1 ④	市民が安全に参加できる活動のあり方について検討します。	● 感染症対策の啓発	継続
		● 情報機器を活用した講座の実施	新規

1-(2) 優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します

1) 現状と課題

- 市内には、文化会館をはじめ、中央公民館、コミュニティセンター(地区センター)、図書館、埋蔵文化財センター、児童館、菊川市総合保健福祉センター(プラザけやき)など、多くの公共施設があります。設置目的はさまざまですが、日頃から多くの市民が気軽に足を運ぶ施設となっています。各施設の特性に応じて文化振興を目的とした活用の検討が必要です。
- 文化会館は開館から30年を迎え、施設の老朽化が進んでいます。建物の特定天井耐震改修工事のほか、設備の更新を行いました。今後も計画的な改修が必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
1-2 ①	文化会館などの施設で、幅広い分野の優れた芸術文化作品を鑑賞する機会を提供します。	● 文化会館アエル芸術文化振興事業 (1-1②再掲)	継続
1-2 ②	各施設における鑑賞の機会、文化に触れる機会の提供について、関係機関との連携や役割分担について調整を図ります。	● 庁内、関係機関との連携体制の強化	新規
1-2 ③	市民の芸術文化活動の拠点となる文化会館の安全かつ適正な管理運営のため、施設及び各種設備などの計画的な改修・更新を実施します。	● 文化会館の整備	継続

1-(3) 子ども・青少年の芸術文化活動の推進を図ります

1) 現状と課題

- 子どもが心身ともに健康でのびやかに育つためには、芸術文化の力も大きな役割を担います。感性が豊かな子ども時代に、様々な体験や鑑賞の機会を持つことで、子ども一人ひとりが持つ個性や可能性を活かした芸術文化活動につながっていくことが期待できます。
- 日常の授業や部活動をはじめ、文化祭や合唱祭、芸術鑑賞など、園・学校における芸術文化活動は活発に行われています。学校以外の場で、子どもが多様な芸術文化活動に触れる機会の提供・拡充を図ることが必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
1-3 ①	子どもから参加できる創作・発表の機会を提供します。	● 書き初め展、絵画コンクール の開催	継続
1-3 ②	図書館での事業や家族のふれあいを通じ、乳幼児期から親子で文化に触れる機会を創出します。	● おはなし会事業の実施	継続
1-3 ③	子ども・家族を対象とした体験・鑑賞の機会を提供します。	● 子ども向けの公演や ワークショップなどの 開催	継続
1-3 ④	本市在住・出身のアーティストなどの活動や、地域ゆかりの芸術文化について伝える機会の創出に取り組みます。	● 市出身者が参加する 公演・作品展示などの 開催	継続

2. 歴史・文化遺産の保護と継承



2-(1) 地域の文化資源の保存、活用に努めます

1) 現状と課題

- 文化財は、長い歴史や特色ある風土の中で培われてきた貴重な財産です。建造物をはじめ、火災や自然災害などには非常に弱く、一度失ってしまうと復元できません。市民の財産として今後も保護する必要があります。
- 文化財に対する意識は必ずしも地域住民に浸透していないのが現状です。今後は、幅広く文化財や郷土の歴史への理解を深め、文化財の保存と活用を図ることが必要です。
- 埋蔵文化財は地中に埋まっているため、常に開発などによる破壊の危険性を含んでいます。一方、様々な開発行為は市民生活にとって必要不可欠なものであり、埋蔵文化財保護との調整が必要です。
- 発掘された文化財については、適切かつ効率的な管理・活用の促進が求められています。
- 文化財は所有者のみの財産ではなく、市民の共有の財産でもあることを市内外に理解してもらうため、文化財としての周知・活用が求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
2-1 ①	市内の優れた文化財を後世に伝えるため適切に文化財の保存を行うとともに、文化財的に価値のあるものについては調査を行い、文化財保護審議会で審議し指定します。	● 市内文化財調査事業	継続
		● 文化財保護審議会の開催	継続
2-1 ②	市内の埋蔵文化財を適切に保護するため、試掘確認調査などを行い、開発と埋蔵文化財保護の両立を図ります。	● 試掘・確認調査事業	継続
		● 埋蔵文化財保護事業	継続
2-1 ③	文化財保存活用地域計画の策定に向けて検討します。	● 文化財保存活用地域計画策定事業	新規
2-1 ④	指定文化財の保存・活用を行います。	● 指定文化財保存活用事業	拡充
2-1 ⑤	発掘調査結果については、速やかに調査報告書を刊行して、周知活用を図ります。	● 埋蔵文化財発掘調査事業	継続
2-1 ⑥	文化財の公開を行うとともに、広報紙やホームページなどを通して、文化財に関する情報の提供を図ります。	● ときどき通信の発行	継続
		● 埋蔵文化財などの展示・活用	継続
2-1 ⑦	重要文化財黒田家住宅、黒田家代官屋敷資料館、埋蔵文化財センターの施設を活用し、市民ニーズに即した学習機会や情報を提供します。	● 黒田家代官屋敷資料館運営事業	継続
		● 歴史ゾーン推進事業(塩の道公園の管理及び活用)	継続
		● 埋蔵文化財センター運営事業	継続
2-1 ⑧	文化財を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が、故郷の歴史・自然や地域に伝わる文化財に触れて学ぶ機会を提供します。	● 出前行政講座の実施	継続
		● ときどきフェスティバルの開催	継続
2-1 ⑨	地域の文化や文化財を市内外に広く紹介し、市の魅力を体験する機会を提供します。	● 地域資源を活用した文化資源交流活用事業	新規

2-(2) 地域の歴史、伝統文化の継承に努めます

1) 現状と課題

- 地域独自の生活風景や文化財は、地域の歴史や芸術文化を理解していくためには欠くことのできない貴重な財産であり、地域づくりの核となります。世界に誇る資源を再認識、再評価し、次世代へと継承していくことが求められています。
- 無形民俗文化財は、親から子、子から孫へと伝承されてきているものもありますが、少子高齢化、生活様式の変化により、伝承が危惧されています。少子高齢化や価値観の変容などによる後継者不足で、継承が困難な状況の解決が求められています。
- 市民の間では、地域の歴史情報を知りたいというニーズも高まっています。地域の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な文化遺産を永く後世に伝えるための文化継承活動などを支援し、市民の郷土愛醸成を図る必要があります。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
2-2 ①	文化財を永く後世に伝えるため、保存団体などが行う伝統芸能の技術継承の取り組みに対する支援を行います。	●文化・顕彰活動支援事業	継続
2-2 ②	指定無形民俗文化財の伝承及び活用に対する補助を行います。	●無形民俗文化財補助事業	継続
2-2 ③	地域文化財活動団体への支援を行います。	●地域文化財活動団体補助事業	継続
2-2 ④	文化財活用のサポーターを育成するため、楽しく郷土のことを学ぶ「菊川市歴史検定」を開催します。	●菊川市歴史検定開催事業	新規
2-2 ⑤	菊川市歴史検定の前には講座や研修を開講し、正しい資料に基づく知識を持った人材の育成を図ります。	●菊川市歴史検定教本作成事業	新規

2-(3) 郷土の発展に尽くした人々の顕彰を推進します

1) 現状と課題

- 第1次計画に基づき、今まで見過ごされ埋もれていた市の「魅力」や「誇れるもの」「活動」「人物」などを掘り起し、市のホームページや広報紙、報道機関などを活用しながら市内外に発信し、関口隆吉など郷土ゆかりの偉人を広報紙などで取り上げてきました。今後も引き続き顕彰活動を行うことが必要です。
- 郷土ゆかりの人物の業績を市民に広く知ってもらえるよう、略歴などの紹介パネル、関係資料などを展示してきました。引き続きその人物が市民に再認識されるよう、さらなる情報発信方法の検討も必要です。
- 郷土ゆかりの人物と関わりのある場所を結びつけ、体感できる取組方法の検討も重要です。現在活躍中の方々についても、関連する書籍資料を収集し、保存を行ってきましたが、今後は収集整理した資料の活用を検討することが必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
2-3 ①	先人の功績を後世に伝え、郷土の発展に尽くした人々の顕彰活動を行います。	● 郷土資料の収集	拡充
		● 出前行政講座の実施(再掲)	継続
		● 文化・顕彰活動支援事業(再掲)	継続
2-3 ②	活躍された方々の業績を広く知っていた だき、身近に感じてもらうよう、資料を 展示します。	● 図書館における展示の実施	継続
2-3 ③	郷土の偉人を顕彰し市民に周知します。	● ウォーキングイベントの開催	継続
		● パンフレットの作成	継続
2-3 ④	文化財活用のサポーターを育成するた め、楽しく郷土のことを学ぶ「菊川市歴史 検定」を開催します。	● 菊川市歴史検定開催事業の 実施(2-2④再掲)	新規

3. 文化を引き継ぐ人材の育成・環境づくり



3-(1) 文化を引き継ぐ人材・環境づくりを推進します

1) 現状と課題

- 社会環境の変化に伴って地域コミュニティの希薄化や生活スタイルの多様化が進み、地域に伝わる文化が継承されるための環境が失われつつあります。活動の担い手と地域との間で良い関係が保たれ、文化を引き継ぐ人材が育つような環境づくりが求められます。また、地域・学校・家庭が連携して次世代の文化を担う人づくりを進めるための取り組みも必要です。
- 年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、多様な個性が尊重された活動を行うことが重要です。また、市民にとって身近な場において感性豊かな作品を鑑賞する機会や、発表の場が求められています。
- 市民によるすぐれた取り組みを広く紹介し、活動の継続につなげることが必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
3-1 ①	地域住民と青少年が交流する機会などを活用し、地域の文化や様々な芸術活動にふれる活動を推進します。	● 地域学校協働活動における芸術文化体験の実施	継続
3-1 ②	多文化共生に関するイベントや市民のふれあいの場において、芸術文化に関する活動が行われるよう関係者との連携に努めます。	● 庁内、関係機関との連携体制の強化 (1-2②再掲)	新規
3-1 ③	各種芸術文化における全国・県大会などに出場する個人・団体などの奨励を行います。	● 芸術文化大会出場奨励金制度の周知	継続
3-1 ④	地域で文化の保存活動に取り組む活動や、文化活動に関わるボランティア活動の紹介・支援を行います。	● 保存活動に取り組む団体の紹介	継続
		● ボランティア体験活動への参加促進	継続
3-1 ⑤	地域で文化活動に取り組む団体などが活用できる助成・公募などに関する情報の提供に努めます。	● WEBなどを活用した助成制度の情報提供	新規

3-(2) 生涯学習を推進します

1) 現状と課題

- 市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るため、自分のライフスタイルや嗜好に合った形で多様な学習が行われており、生涯学習のひとつとして、芸術文化分野についても活発な活動が行われています。中央公民館や図書館・地区センターなどでは、市民が身近な場で新たに活動をはじめ、学びを深めることができるよう、各種講座の開設などを通じた学習機会の提供が行われています。また、様々な団体の活動の拠点として活用されています。より多くの市民が生涯学習活動について知り、気軽に参加できるよう、情報発信や開催方法の工夫が必要です。
- 市民のニーズに合った支援を行うとともに、団体同士が交流を広げ、新たな仲間づくりや活動の周知につながるよう、ネットワークの構築を図ることも必要です。
- 生涯学習の拠点である、公民館や図書館の適切な維持管理が求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
3-2 ①	幅広い分野の学習機会を提供するため、講座の企画や、市内で活動する自主学習グループ・講師の情報提供を行います。	● 生涯学習講座の実施	継続
		● 生涯学習情報誌の発行	継続
3-2 ②	誰もが参加しやすい講座の開催方法や住民のニーズにあった学習についての調査研究を行います。	● 参加者アンケートの実施	継続
3-2 ③	生涯学習の拠点となる中央公民館や図書館について、安全かつ適正な管理運営のため、施設及び各種設備などの適切な管理を行います。	● 生涯学習施設の管理	継続

3-(3) 市民自ら参加する地域コミュニティ活動を推進します

1) 現状と課題

- 本市では、地域を核とした、コミュニティ活動を推進するとともに、市民活動推進講座の開催などにより、市民活動の活性化に取り組んでいます。コミュニティ協議会やNPO法人などの市民活動団体の活動を支援するため、1%地域づくり活動交付金制度を活用します。また、まちづくり出前行政講座を実施し行政情報の提供を引き続き行うことが必要です。
- 団体組織内の高齢化、担い手不足などにより、今後の活動の継続が懸念されています。多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、行政と市民、市民と団体など異なる分野がつながり協働するためのマッチング機能の充実が求められています。
- 市民自らが計画し実践する地域づくり活動への財政支援を行う1%地域づくり活動交付金制度の活用は、今後も、地域づくり活動の更なる推進のために継続して行うことが必要です。また、地域づくり活動の更なる推進のため、団体同士の情報共有も求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
3-3 ①	地域のコミュニティ活動の支援と、それらの活動に誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。	● コミュニティ協議会支援事業	継続
		● 1%地域づくり活動交付金の活用	継続
3-3 ②	地域の個性が育まれる地区センター祭りへの支援を行います。	● コミュニティ協議会支援事業	継続
		● 地区センター総務事業	継続
3-3 ③	複雑多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、行政と市民、市民と団体など異なる分野がつながり協働するための中間支援を検討します。	● NPO・地域づくり団体支援事業	継続
		● 市民協働センター活動推進事業	継続
3-3 ④	市内に住む外国人の活動や日本人との交流を促進します。	● 国際交流協会への支援	継続
		● 多文化共生推進団体への活動支援	継続
		● 地域イベントなどへの外国人住民の参加の促進	継続

4. 情報発信力の強化



4-(1) 市民ニーズに対応した情報発信に努めます

1) 現状と課題

- 現在は、一人ひとりが様々な情報の中から興味・関心や、自分にとって価値があるものを選んで活用する情報化社会になっており、その一方で、それらに対応した情報発信が求められます。近年ではデジタル技術が進展し、高齢者などではインターネット、スマートフォンなど情報通信の進化に追いつけない市民が増加しています。
- 本市では、市民参画の地域づくりを推進するため、市ホームページや多様なSNSを活用した積極的な情報発信を行うとともに、見やすいホームページや興味関心を引く運営に努めてきました。今後もホームページやSNSなど多様なツールを活用した情報発信を継続・拡大するとともに、市民自らが発信者となり菊川市を盛り上げていけるよう、若者のみならず、高齢者も対象としたSNS向け情報発信講座や情報収集ツール活用講座の開催など、市民の情報発信力を強化することができる活動も求められています。
- 外国人比率が県内で最も高い本市では、多言語による情報発信も重要です。広報紙及び施設からのお知らせなどの翻訳に加え、市民活動における通訳対応なども求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
4-1 ①	ホームページなどで取組を発信します。	● ホームページの充実	継続
4-1 ②	市広報紙や市の公式SNSなどを利用して魅力発信を行います。	● 菊川の文化・魅力情報発信事業	継続
4-1 ③	市民を対象としたSNS入門講座を企画します。	● 情報機器を活用した講座の実施(1-1④再掲)	新規
4-1 ④	インターネット(ホームページ、SNSなど)を活用し、多様な手段で市民への情報提供を行います。	● SNSを通じた情報発信	継続
		● インターネットを活用した情報発信	継続
4-1 ⑤	英語、ポルトガル語をはじめとした多言語による情報発信を行います。	● 行政・生活情報の多言語化の促進	継続
		● 外国人相談窓口の運営	継続
		● 多言語広報紙・HP・SNS を活用した情報提供	継続
4-1 ⑥	自らの活動や本市の情報などについて、市民が自由に発信する方法を検討します。	● 地元の文化発信事業	継続

4-(2) 様々なメディアを活用した情報発信の強化を図ります

1) 現状と課題

- スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化への対応など、世代ごとに向けて施策を展開していくことが必要です。
- 本市では、広報活動として、市内の行事情報を積極的に報道機関へ提供し、新聞記事掲載に努めるとともに、テレビCMによる知名度の向上、ホームページや多様なSNSによる情報提供など、メディアの特性に応じた情報発信に引き続き取り組んでいくことが必要です。
- 市政や特色あるイベントに関する情報を発信してきましたが、今後は、従来の広報活動に加えて、目的をもって市の魅力を発信していくことが求められています。
- 情報発信力向上のためのさらなる市の魅力に関する情報収集や地域資源を発掘し、本市の知名度向上に向けて魅力を掘り起し、様々なメディアを利用しながら、効果的な情報発信をすることが求められています。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
4-2 ①	新聞、テレビ、ラジオなどのメディアを活用した情報発信・情報提供を行います。	● 報道機関への情報発信	継続
4-2 ②	多様なSNSを活用した情報発信・情報提供を行います。	● インターネットを活用した情報発信(4-1④再掲)	継続
4-2 ③	デジタルアーカイブに掲載する資料の収集や公開を継続しつつ、更なる周知・活用を図ります。	● 菊川市デジタルアーカイブ事業	継続
		● 出土遺物などのアーカイブ化の検討	新規
4-2 ④	市内外の芸術文化活動の情報を提供します。	● 広報紙・SNS 媒体・生涯学習情報誌の発行などによる情報提供	継続

第4章 重点プラン

前ページまでの施策の中で、特に力を入れたい取組を重点プランとして位置づけます。

1. 市民が芸術文化に触れる機会を増やす

1) 現状と課題

- 少子高齢化や社会環境の変化により、文化活動の担い手不足が懸念されています。子どもの頃から多様な文化に接する機会を充実させることで、豊かな感性を育むだけでなく、将来の文化の担い手育成につながることを期待できます。市民が気軽に芸術文化に触れる機会を充実させることで、一人ひとりが芸術文化に対する理解を深め、将来的には自ら文化活動を支え広げていくことができるような取組を行っていくことが必要です。
- 感染症の影響により、多くの芸術文化活動が中止に追い込まれ、交流や活動が制限される状況になっています。影響の長期化や、今回と同様に不可抗力の事象が発生することが考えられます。市民の活動が安全に継続されるための検討が必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
重1 ①	気軽に芸術文化に触れあう機会や、初めての分野でも理解しやすく楽しめる講座・鑑賞などの機会を提供します。(1-1②再掲)	● 入門講座、市民参加型事業の実施	継続
		● 文化会館アエル芸術文化振興事業	継続
重1 ②	各施設での活動について、多様な場で多様な市民が参加できる、安全な活動のあり方について検討します。(1-1④再掲)	● 感染症対策の啓発	継続
		● 情報機器を活用した講座の実施	新規

2. 歴史文化を担う人を育てる

1) 現状と課題

- 少子高齢化の影響などにより、文化活動の担い手不足が懸念されており、若手芸術家や伝統文化の担い手育成が重要な課題となっています。現在、菊川市にまつわる地域の歴史やゆかりの人物などの情報は、人々から「伝承」されてきた事柄が多く、明確な根拠や文献が明らかになっているものばかりではありません。歴史的史実や文化財を普及させるためには、正しい知識を持つ人材の育成が必要です。より多くの人材を育成するために、歴史に関心を持たない人も巻き込める楽しい仕組みが求められています。
- 新たな時代に対応した人材育成のため、幼少期から地域の文化に親しむ環境づくりとして、学校や地域と連携し、子どもたちの身近な場で幅広い文化を体験できる機会を確保することが必要です。
- 文化の継承にあたっては、経済的な問題も生じることがあります。後継者不足とあわせ、これらの問題や文化継承の現状を市民に伝えることが必要です。

2) 取組内容

No.	主な取組	具体的な事業	継続・新規 拡充
重2 ①	文化財活用のサポーターを育成するため、楽しく郷土のことを学ぶ「菊川市歴史検定」を開催します。(2-2④再掲)	● 菊川市歴史検定開催事業	新規
重2 ②	菊川市歴史検定の前には講座や研修を開講し、正しい資料に基づいた人材の育成を図ります。(再掲 2-2⑤)	● 菊川市歴史検定教本作成事業	新規
重2 ③	指定無形民俗文化財の伝承及び活用に対する補助を行います。(2-2②再掲)	● 無形民俗文化財補助事業	継続
重2 ④	地域文化財活動団体への支援を行います。(2-2③再掲)	● 地域文化財活動団体補助事業	継続
重2 ⑤	文化財を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が、故郷の歴史・自然や地域に伝わる文化財に触れて学ぶ機会を提供します。(2-1⑧再掲)	● どきどきフェスティバルの開催	継続

第5章 事業評価

1. 評価指標

計画した施策を着実に推進していくため、定期的に評価を実施し、進捗を確認する必要があります。そこで、下表に示す内容を本計画の評価指標として評価を行います。

□ 評価指標

名 称	単位	現状値 R1(2019) 年度	目標値 R8(2026) 年度	目標値 R13(2031) 年度	基本施策
年1回以上芸術文化を鑑賞した市民の割合	%	42.1	46.0	50.0	1. 文化活動の振興
年1回以上芸術文化活動を行った市民の割合	%	18.5	22.0	25.0	1. 文化活動の振興
気軽に芸術文化にふれられるまちだと思ふ人の割合(満足度)	%	41.0 ^{※1}	54.0	56.0	1. 文化活動の振興 4. 情報発信力の強化
歴史・文化遺産が継承され活かされているまちだと思ふ市民の割合(満足度)	%	48.8 ^{※1}	56.0	58.0	2. 歴史・文化遺産の保護と継承 4. 情報発信力の強化
文化会館アエルの入場者数	人/年	137,186 ^{※2}	137,000 ^{※3}	140,000	1. 文化活動の振興
出前行政講座・どきどきフェスティバル参加者数	人/年	172	200 ^{※3}	300	2. 歴史・文化遺産の保護と継承 3. 文化を引き継ぐ人材の育成・環境づくり

※1 令和3年度市民アンケートより。

※2 令和2(2020)年1月より世界に広がった感染症の影響が考えられるため、令和元(2019)年度の値を使用します。

※3 感染症の影響が払拭されていることを前提とし、令和元(2019)年度の水準に戻すことを目標とします。

2. 評価体制

2-（1）毎年の評価

重点プランや基本施策に対し、各施設の入場者や市民アンケート(総合計画の行政評価)などにより市民の文化に対する意識を捉え、進捗状況を確認し、評価を行います。

2-（2）中間評価と最終評価

本計画策定後5年を目安に行う予定の中間評価と計画期間終了前(令和12年度)に行う予定の最終評価において評価や計画の見直しなどを行います。

■ 中間評価

- 本計画の進捗状況や評価結果の確認を行います。
- 必要に応じて、改善策を見だし、振興計画の見直しや修正を図ります。

■ 最終評価

- 本計画における評価では、有識者による総合的な講評を行います。
- 評価結果を新たな文化振興対策に反映させます。